

○登米市公用車車両広告要綱

平成26年3月31日

告示第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する公用車の車体に有料広告を掲載すること（以下「車両広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(車両広告の申込資格)

第2条 車両広告の申込みは、事業所、事務所、店舗等を有する個人又は法人で、その業務内容が明確な者に限り行うことができる。

(車両広告の対象車両)

第3条 車両広告は、市長が指定する公用車に掲載するものとする。

(車両広告の期間)

第4条 車両広告の期間は、広告を開始する日からその日の属する年度の末日までとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 掲載料は、掲載期間を1月単位で算出し、掲載期間が1月に満たない月がある場合は、1月として算出する。

(広告の色彩等)

第6条 広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるおそれのあるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡上のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (5) 周囲の運転者の注意力を散漫にさせるおそれのあるもの
- (6) 公用車としての品位を損なうおそれのあるもの

2 広告には、当該広告が有料広告である旨の表示をするものとする。

(車両広告の募集)

第7条 車両広告の募集は、広報及び市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 車両広告に空きが生じたときは、随時募集を行うことができるものとする。

(車両広告の規制業種又は事業者)

第8条 次の各号に掲げる業種又は事業を営む者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

で、風俗営業と規定される業種

- (2) 前号の業種に類似する業種
- (3) 消費者金融業
- (4) ギャンブルに係る業種
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 市税を滞納している事業者
- (9) 各種法令に違反している事業者
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
(車両広告の申込み)

第9条 車両広告を希望する者（以下「広告希望者」という。）は、登米市車両広告申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申し込むものとする。

- (1) 掲載しようとする広告の原案（A4サイズ・カラー）
- (2) 広告希望者の業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
(車両広告の基準)

第10条 次の各号に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別及び名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - キ 社会的に不適切なもの
 - ク 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のおそれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現
 - イ 根拠のない表示又は誤認を招くような表現
 - ウ 射幸心を著しくあおる表現

- エ 人材募集広告について、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- オ 虚偽の内容を表示するもの
- カ 法令等で認められていない業種・商法・商品に係るもの
- キ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に係るもの
- ク 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力及び犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(審査委員会)

第11条 市長は、車両広告の決定等、必要な事項を審査するため、登米市車両広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長は、総務部長の職にある者を、副委員長には市長公室長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、まちづくり推進課長、市民生活課長、産業総務課長及び建設総務課長の職にある者をもって充てる。

（会議等）

第12条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査すべき内容について、持ち回り又は書面により審査することができる。

（車両広告の決定等）

第13条 市長は、委員会の審査結果に基づき車両広告の可否を決定し、登米市車両広告決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により広告希望者に通知するものとする。

2 広告希望者が募集枠数を超えるとき及び同一募集枠に複数の広告希望者があると

きは、抽選によるものとする。

(広告の掲載方法等)

第14条 広告の掲載方法は、広告内容を表示した着脱可能なマグネットシート、ラッピング・フィルム、カッティングシート等剥離が可能な素材の特殊フィルムの貼付によるものとし、車体への直接塗装は行わないものとする。

2 広告をする者（以下「広告主」という。）は、広告の掲載及び撤去を行うときは、公用車の運行に支障が生じないように市長と協議の上で日程を決定し、市長の指示に従い施工するものとする。

(車両広告の費用負担)

第15条 車両広告の作製、掲載、撤去等に係る費用は、広告主の負担とする。

2 車両広告の期間内に広告に破損等が生じたときは、広告主の責任において補修し、広告主が費用を負担するものとする。ただし、市の職員の責による公用車の使用中に生じた破損等は、市の責任において補修し、市が掲載料の範囲内で費用を負担するものとする。

3 広告の掲載、撤去等により公用車に破損等が生じたときは、広告主の責任において原状回復し、広告主が費用を負担するものとする。

(広告内容の変更)

第16条 広告主は、車両広告の期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、登米市車両広告変更申込書（様式第3号）を提出し、市長の審査を受け、その承諾を得なければならない。

2 市長は、前項の書類を受理し、変更の可否を決定したときは、登米市車両広告変更承諾（不承諾）通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

(車両広告の取消し)

第17条 車両広告の決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は当該決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が掲載料を納入期限までに納入しない場合

(2) 広告内容に虚偽の記載があった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断した場合

2 前項の規定により車両広告の決定を取り消した場合、市長は広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(車両広告の取下げ)

第18条 広告主は、自己の都合により車両広告を取り下げようとするときは、登米市車両広告取下申出書（様式第5号）により車両広告の取下げを希望する日の1月前までに市長に申し出なければならない。

(掲載料の返還)

第19条 既に納付した掲載料は返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さ

ない理由により広告掲載が不能となった期間が30日以上となったときは、その全部又は一部を返還するものとする。

- 2 前項ただし書の規定により返還する掲載料は、掲載を行わなかつた期間を1月単位で算出し、その期間に1月に満たない月があった場合は、1月として算出する。
- 3 市は、広告が掲載できなかつたことにより広告主に生じるいかなる損害についても、掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。
- 4 前3号の規定により返還する掲載料には利子を付さない。
- 5 本条の規定により掲載料の返還を受けようとする者は、登米市車両広告掲載料還付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責務）

第20条 広告主は、車両広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを市に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申出又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告主は、車両広告の権利を第三者に譲渡することができない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、車両広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第121号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第103号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第61号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第76号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月6日告示第179号）

この告示は、令和4年9月6日から施行する。

附 則（令和5年1月26日告示第15号）

この告示は、令和5年1月26日から施行する。

別表（第5条関係）

掲載位置	サイズ	掲載料
前面	縦30cm以内×横40cm以内×1枚	月額4,000円（2台以上の場合
側面（後列両側ドア）	縦30cm以内×横50cm以内×3枚	は、台数により20%以内で割り
後面		引くことができる。）

様式第1号（第9条関係）

登米市車両広告申込書

年 月 日

(あて先) 登米市長

(申込者) 所在地

名称

代表者名

電話

FAX

登米市公用車車両広告要綱第9条の規定により、下記のとおり車両広告について申込みます。

記

広告の規格・数等	規 格	前面 縦30cm以内×横40cm以内×1枚 側面(後列両側ドア) 縦30cm以内×横50cm以内×2枚 後面 縦30cm以内×横50cm以内×1枚
	希望台数	台 ※受付台数が募集台数に満たない場合 追加希望の有無【 有(追加希望台数 台) ・ 無 】
希望車両登録番号	第1希望	
	第2希望	
希望掲載期間	第3希望	
	第4希望	
掲 載 原 稿	別添のとおり	
連絡先	電話	
	FAX	
	担当者名	
備 考		

(注) 1 希望車両登録番号が重複する場合には、抽選により広告掲載車両が決定されるため、希望車種以外での広告掲載になる場合があります。

2 受付台数が募集台数に満たない場合において、広告掲載車両を追加希望するときは、車種の希望はできません。

様式第2号（第13条関係）

第
年 月 日
号

様

登米市長 印

登米市車両広告決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった車両広告について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容 掲載を可とする。
 掲載を否とする。
(理由)

2 掲載車両登録番号

3 掲載期間 年 月 日から か月

4 掲載原稿 別紙のとおり

5 掲載料 円

6 掲載条件

登米市公用車車両広告要綱の規定に従うこと。

様式第3号（第16条関係）

登米市車両広告変更申込書

年 月 日

（あて先）登米市長

（申込者）所在地

名称

代表者名

電話

登米市公用車車両広告要綱第16条の規定により、下記のとおり広告内容の変更について申し込みます。

記

1 変更希望車両

2 決定通知年月日
及び通知番号

3 変更内容

※原稿等の案を添付してください。

様式第4号（第16条関係）

第 号
年 月
様 日

登米市長 印

登米市車両広告変更承諾（不承諾）通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告内容の変更について、下記の
とおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

- 変更を承諾する。
- 変更を承諾しない。
(理由)

2 条件

登米市公用車車両広告要綱の規定に従うこと。

様式第5号(第18条関係)

年 月 日

登米市車両広告掲載取下申出書

(あて先) 登米市長

(広告主)
所在地
名称
代表者名
電話

登米市公用車車両広告要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり車両広告の掲載を取り下げます。

記

1 掲載取下げ車両

2 決定通知年月日 年 月 日
及び通知番号 第 号

3 広告撤去予定日 年 月 日

4 取下げ理由

様式第6号(第19条関係)

年 月 日

登米市車両広告掲載料還付請求書

(あて先) 登米市長

(広告主)

所在地

名称

代表者名

電話

登米市公用車車両広告要綱第19条第5項の規定により広告掲載料を還付願います。

記

1 対象車両

2 決定通知年月日 年 月 日
及び通知番号 第 号

3 掲載期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

4 掲載不能期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

5 還付請求額 円

6 振込先

金融機関名			支店名	支店	
口座の種類	普通・当座	口座番号			
フリガナ					
口座名義					

様式第1号（第9条関係）

様式第2号（第13条関係）

様式第3号（第16条関係）

様式第4号（第16条関係）

様式第5号（第18条関係）

様式第6号（第19条関係）